

大雨・氾濫・**土砂災害**・暴風・大雪等の警報ならびに地震への対応について

I 登校時における大雨・氾濫・土砂災害**・暴風・大雪等の警報への対応**
(危険警報・特別警報を含む)

- | |
|---|
| <p>1 午前 6 時の時点で観音寺市に大雨・氾濫・土砂災害・暴風・大雪等のいずれかの警報が発表されている場合</p> <p>(1) 午前 6 時の時点 → 「給食停止」、「自宅待機」</p> <p>(2) 午前 6 時～午前 7 時までに警報解除 → 「午前中授業」</p> <p>※ 安全に配慮し、原則保護者判断で登校園。<u>通学園用バス運行。</u></p> <p>※ <u>授業後、「幼稚園預かり保育」と「放課後児童クラブ」を開設。希望する保護者には、昼食等について依頼。</u></p> <p>(3) 午前 7 時の時点で警報継続 → 「臨時休業」「幼稚園預かり保育なし」</p> <p>※ 波浪警報、高潮警報のみが発表された場合、校区内に海岸エリアを有し、安全確保に配慮を要する学校園については、その状況により、各学校園が登校園の有無等を判断。</p> |
| <p>2 午前 6 時の時点で警報が発表されていないが、今後、警報発表が予想される場合</p> <p>(1) 7 時時点で警報発表なし → 安全に配慮し、原則保護者判断で登校園。通学園用バス運行。</p> <p>※ 7 時まで「自宅待機」。登校・始業の遅れ可。</p> <p>(2) 7 時までに警報発表あり → 「臨時休業」</p> <p>※ 登校園済みの幼児・児童・生徒については、学校園が受け入れ、安全な帰宅方法・時刻等を判断し、保護者へ連絡し引き渡す。</p> <p>※ <u>特別な場合は、市教育委員会と市校長会代表が対応について協議・判断。緊急を要する場合は、各学校園が対応について判断。</u></p> |

II 下校後から登校までの間(在宅中)に「震度 4 以上の地震」が発生した場合の対応

- | |
|---|
| <p>1 登校園については、校舎等の安全点検のため、学校園からの連絡があるまで自宅待機。</p> <p>2 学校園からの連絡後、通学路等の状況をもとに、安全を最優先して、原則保護者判断で登校園。</p> <p>3 学校給食については、状況により対応を判断。</p> <p>4 自宅待機を解除する際には、市教育委員会に連絡。</p> |
|---|

III 学校給食について（警報の発表が想定される場合）

- 1 翌日に警報発表の可能性が極めて高い場合は、前日午後 2 時までに市教育委員会が給食提供中止を決定し、各学校園へ連絡する。各学校園は、翌日午前 6 時の時点で警報が発表されていない場合に備え、弁当持参等の依頼を保護者に行う。
- 2 前日までに給食提供中止の決定がない場合は、当日午前 6 時の時点での警報発表の有無で決定する。その際、警報発表がなくても、直近に警報発令の可能性や危険性が高まっている場合は、市教育委員会が給食提供の中止を決定し、各学校園に連絡する。給食提供を中止した場合、学校園は午前中授業とする。
- 3 登校園後に警報が発表された場合、市給食センターは給食を配送する。幼児・児童・生徒を待機させて給食をとらせるか等については、校種で連携して各学校園が判断する（原則、給食費徴収）。その後、市教育委員会及び市学校給食課へ学校園の対応について連絡する。

IV その他

- 1 午前 6 時の時点で警報が発表されている場合、その後解除されても教職員の出勤状況について、小・中学校は午前 8 時現在で、幼稚園は午前 8 時 30 分現在で市教育委員会に FAX で報告する。幼児・児童・生徒・教職員に特別な事態が生じたときは、速やかに市教育委員会に報告する。
- 2 人的被害、物的被害の状況は「災害発生時の報告（市教委用）」等の様式に従って、市教育委員会に FAX で報告する。「臨時休業」とした場合は「臨時休業報告書」を提出する。